

登録基準（1～5の基準を全て満たすこと）

<p>1 設 備 基 準</p>	<p><b>【各戸ごとに全ての設備を備える場合】</b>  <input type="checkbox"/>各戸ごとに便所、収納設備、台所、浴室又はシャワー室の全てがあること</p> <p><b>【一部の設備を共同で利用する場合】</b>  <input type="checkbox"/>便所、収納設備、台所、浴室又はシャワー室があること  <input type="checkbox"/>各戸ごとに便所があること  <input type="checkbox"/>収納設備、台所、浴室又はシャワー室を共同で利用する場合、それらが各戸ごとに備えられている場合と比較して、同等以上の居住環境が確保されていること</p> <p><b>【居間、食堂、台所その他居住の用に供する部分を共同で利用する場合】</b>  <input type="checkbox"/>便所、洗面設備、収納設備、台所、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が共用部分にあること（ただし、各専用部分に備える場合は、その設備を共用部分に備えることを要しない）          ※洗濯室又は洗濯場については、共用部分に設置が困難な場合は、共同で利用できる場所に設置してあればよい  <input type="checkbox"/>便所、洗面設備、浴室又はシャワー室のそれぞれの数は、定員を5で除して、端数を切上げた数以上あること（例：定員7人以上の場合はそれぞれ2、定員11人以上の場合はそれぞれ3以上必要）</p>
<p>2 規 模 基 準</p>	<p><b>【各戸ごとに全ての設備を備える場合】</b>  <input type="checkbox"/>床面積が25㎡以上</p> <p><b>【一部の設備を共同で利用する場合】</b>  <input type="checkbox"/>床面積が18㎡以上</p> <p><b>【居間、食堂、台所その他居住の用に供する部分を共同で利用する場合】</b>  <input type="checkbox"/>各専用居室の床面積が9㎡以上（ただし、収納設備以外の設備の部分を除いた面積とし、各専用居室の居住人数は1人とする）  <input type="checkbox"/>住宅全体の床面積が<math>15 \times X + 10</math>（㎡）以上であること（Xは住宅全体の居住人数）</p>
<p>3 構 造 基 準</p>	<p><input type="checkbox"/>①～③のいずれかに該当すること</p> <p>①申請書に竣工年月日が記載されており、3階建て以下で昭和57年6月以降に竣工、4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工、10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工のいずれかであることが確認できる</p> <p>②耐震性を有することが確認できる耐震診断報告書等がある</p> <p>③昭和56年6月以降の工事着手が確認できる建築確認台帳記載事項証明書等がある</p>
<p>4 家 賃 基 準</p>	<p><input type="checkbox"/>登録しようとする住宅の家賃額が近傍同種の住宅の家賃額と均衡を失しないこと</p>

↓裏面へ続く

5  
欠  
格  
基  
準

□①～⑨のいずれにも該当しないこと

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（チにおいて「暴力団員等」という。）
- ⑤精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- ⑦法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- ⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑨建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が前各号のいずれかに該当すること

□申請の内容が、①～③のいずれにも該当すること

- ①消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること
- ②地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること
- ③基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること